

第79回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成29年10月18日(水)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成29年10月18日(水)午後1時51分
- 3 閉会の日時 平成29年10月18日(水)午後2時55分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席15名 欠席 2名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	出席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	欠席
7	河田 敬司	欠席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局	総務・農政担当課長 倭 信幸	農地担当課長 佐藤 孝司
	副専門官 浦田 隆次	担当課長補佐 今村 正樹
	担当係長 竹田 了久	副主査 柴田 美佳

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 (4) 転用事業計画変更承認申請について
 (別紙) (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)
 (別紙) (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定及び転貸)
 (別紙) (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定・期間借地)
 (別紙) (8) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の転貸・期間借地)
 (9) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について

- (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
- (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
- (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成29年度事業について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

3番：池上 克己 13番：小林 弘幸

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第79回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。3番 池上 克己委員、13番 小林 弘幸委員にお願いします。

それでは議案の審議に入ります。事務局、訂正等あればお願いします。

竹田係長 (議案訂正等の説明)

特にありません。

議 長 第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 1番は、10月2日付けで取下げになりました。

2番、受人は万成東町に居住していますが、三和の田と富吉の畑を所有権移転し、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また、許可後、下限面積20アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、受人は富吉に居住し、約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により富吉の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関

係等、いずれも問題ありません。また下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は富吉に居住し、約45アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により富吉の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番から2ページ8番までと11番の5件は、受人が同じですので、同時に説明します。受人は芳賀に居住し、約3.8ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により芳賀の田と畑を所有権移転しようとするものです。取得後は畑に改良し、研修用ほ場にする予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ9番と10番は関連がありますので、同時に説明します。9番の受人は栢谷に居住し、約38アールの農地を耕作する農業者で、10番の受人は横井上に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、9番の栢谷の田と10番の横井上の畑を交換しようとするものです。

いずれも取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等問題がないこと、どちらも下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は田益に居住し、約34アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により田益の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番と14番は受人が同じですので、同時に説明します。受人は尾上に居住し、約15アールの農地を耕作する農業者ですが、13番は尾上の田を3年間使用貸借し、14番は尾上の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は大安寺西町に居住し、約36アールの農地を耕作する農業

者ですが、経営移譲により大安寺南町二丁目の田を所有権移譲しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から15番までの15件について協議したところ、事務局説明のとおりで、1番を除き、他の14件はいずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 2ページ16番、受人は足守に居住し、約2.4ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、経営移譲により足守の田を10年間使用貸借しようとするものです。

経営移譲年金を受給するために後継者と貸借していますが、今回あらためて権利を設定し直すものです。機械、労働力、技術、地域との関係等、問題なく、また下限面積30アールも超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

17番 受人は高松原古才に居住し、約5.4アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により加茂の田を所有権移譲しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、16番と17番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 3 ページ 18 番、受人は御津中泉に居住し、約 5.1 ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津中泉の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 30 アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、18 番の 1 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 3 ページ前回保留 19 番、受人は中区乙多見に居住し、世帯で約 1.6 ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により古新田の田を所有権移転しようとするものです。

本申請は、世帯で耕作すべき農地の中に、農地以外に利用されている農地があり、転用手続きがなされていなかったため、保留となっていたものですが、10 月 16 日付けで 4 条申請が提出されました。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積 50 アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

前回保留 20 番は、9 月 25 日付けで取下げになりました。

21 番と 22 番は関連がありますので、同時に説明します。21 番の受人は藤田に居住し、約 1.9 ヘクタールの農地を耕作する農業者で、22 番の受人は藤田に居住し、約 40 アールの農地を耕作する農業者ですが、21 番と 22 番の藤田の田を交換しようとするものです。

いずれも取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題はありません。下限面積については、22 番の受人は下限面積 50 アールを超えませんが、交換の相手方である 21 番の受人の経営面積が 50 アールを超えており、耕作の利便性の増す交換であることから、農

地法施行令第2条第3項第2号に該当し、例外的に許可が可能と考えます。
よって、許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番、受人は古新田に居住し、約90アールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得により古新田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

24番、受人は山田に居住し、約2.7ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により内尾の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

25番、受人は藤田に居住し、約50.7ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

26番、受人は倉敷市南畝三丁目に居住していますが、彦崎の田を所有権移転し、同時申請の南区藤田の利用権借入地と併せて、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、また許可後、同時申請の南区の利用権と併せて、下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

27番、受人は片岡に居住していますが、受贈により片岡の畑を所有権移転し、同時申請の玉野市の利用権借入地と併せて、新規に就農しようとするものです。玉野市分につきましては、10月6日付で承認決定されています。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、また許可後、同時申請の玉野市の利用権と併せて、下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意

見をお願いします。

久山委員 南区協議会で、19番から27番までの9件について協議したところ、事務局説明のとおりで、20番を除き、他の8件はいずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(1)は、中・中央地区1番から南区27番までの27件のうち、1番と20番は取下げで、その2件を除く25件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(1)についてはそのように決定いたします。

議長 次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 5ページ1番、転用目的は、農地改良のための一時転用です。転用期間は平成29年10月25日から平成30年9月30日です。申請人は大安寺東町に居住し、約87アールの農地を耕作する農業者ですが、借り入れている申請地を、所有者の同意を得て、たまねぎ畑に農地改良しようとするものです。

農地区分は、駅から300メートル以内の3種農地と判断され、一時転用なので問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(2)は、中・中央地区1番の1件を許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

議 長 次に申請等 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 6ページ1番、転用目的は露天駐車場で、一時転用からの本転用申請です。平成29年5月に農振除外済みの案件です。申請人は辛川市場で保育園を運営していますが、職員や送迎用の駐車場が不足しており、保育園に隣接する申請地に賃借権を設定し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は自己住宅です。申請人は今保のアパートに夫婦で居住していますが、家族が増える予定があり、家財道具も増え、住居が手狭になったため、妻の実家に近く、父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は永久転用目的の一時転用の露天駐車場です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は富原で保育園を運営していますが、送迎の保護者用の駐車場が不足しており、保育園に隣接する申請地に賃借権を設定し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は自己住宅です。申請人は問屋町の分譲マンションに家族3人で居住していますが、家族が増える予定があり、子供の成長に伴い、家財道具も増え、住居が手狭になったため、居住しているマンションを売却し、夫婦の実家に近く、勤務先にも通勤しやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、駅から500メートル以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、転用目的は永久転用目的の一時転用の露天駐車場です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は、隣接地で自動車修理業を営んでいますが、修理車両の保管場所が不足しているため、父所有の申請地に賃借権を設定し、露天駐車場として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、転用目的は農家住宅及び露天農業用施設です。申請人は、約83アールの農地を耕作する農業者で、横井上の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、津高と富原の農地に近く、耕作しやすい申請地を所有権移転し、農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、インター入口から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は自己住宅です。申請人は倉敷市中帯江の官舎に家族5人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の実家に近く、勤務先にも通勤しやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で1番から7番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 6 ページ 8 番と 9 番は一体利用ですので、同時に説明します。転用目的は自己住宅です。

申請人は吉備津のアパートに家族 5 人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、夫妻の勤務先に近く、妻の両親の住所にも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり が 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、8 番と 9 番の 2 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 6 ページ 10 番、転用目的は貸露天車両置場です。申請人は浦安南町で自動車修理の会社を営営していますが、現在会社が賃借している車両置場を返還しなければならなくなったため、申請地を所有権移転し、貸露天車両置場として申請人が経営する会社に賃貸しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり が 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7 ページ 11 番、転用目的は分家住宅です。平成 29 年 5 月に農振除外済みの案件です。申請人は藤田の実家に両親と居住していますが、今年 3 月に結婚し、独立を考えており、父の耕作地に近く、今後耕作を手伝うのに便利で、実家からも近く、家族と助け合いながら生活できる父所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり が 10 ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、

一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は露天資材置場です。申請人は藤田に本店を置き、建設業を営んでいますが、事業が順調に進み、既存の資材置場だけでは管理できなくなり、各作業現場で資材等を保管していますが、作業効率が非常に悪いため、既存資材置場に隣接する申請地を所有権移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番と14番は同じ地域で関連がありますので、同時に説明します。転用目的はいずれも露天駐車場です。申請人は妹尾に主な事務所を置き、保育園を運営しています。

13番、平成29年2月締めで農振除外の申出がなされ、除外相当で協議済みの案件です。運営する保育園の送迎の保護者用の駐車場が不足しており、送迎時にたいへん込み合い、保護者だけでなく周辺住民へも迷惑をかけているため、保育園に近い申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから500メートル以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、転用目的は一時転用の露天駐車場です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は現在、申請地の隣接地に保育園を建築中ですが、建築中の保育園敷地に制限があり、保育園建設工事車両用の駐車場が設置できないため、建築中の保育園に隣接する申請地に賃借権を設定し、露天駐車場に一時転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、平成27年11月に農振除外済みの案件です。転用目的は露天駐車場及び露天資材置場です。申請人は宮浦に本店を置き、建設業を営んでいますが、既存の資材置場が一杯で困っているため、事務所に隣接する申請地を所有権移転し、露天駐車場及び露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した業務用必要な施設であり、事務所の隣地であって、他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、転用目的は農業用露天駐車場です。申請人は奥迫川に居住し、世帯で約5.5ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、既存の駐車場が手狭になったため、自宅に隣接する申請地を所有権移転し、農業用露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員 南区協議会で、10番から16番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(3)は、中・中央地区1番から南区16番までの16件全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(3)についてはそのように決定いたします。

議 長 次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請について、の審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 8ページ1番、当初計画者は、平成29年3月21日付けで工事用露天駐車場、露天資材置場を転用目的として、平成29年10月30日までの一時転用の許可を受けましたが、当該工事の完了後、隣接する小規模多機能型居宅介護事業施設等の運用開始に伴い、施設利用者及び職員の駐車場が不足しているため、転用目的を永久転用目的の一時転用の施設用露天駐車場に変更し、一時転用期間を許可日から3年間に延長しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、

例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区の協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様に承認意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（4）は、北・吉備地区1番の1件を承認と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（4）についてはそのように決定します。

議長 次に別紙議案の、岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等（5）利用権の設定、（6）利用権の設定及び転貸、（7）利用権の設定・期間借地、（8）利用権の転貸・期間借地、を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

竹田係長 本年8月取りまとめの利用集積計画について説明します。別冊の議案をご覧ください。

まず、（5）利用権の設定は、1ページ中・中央地区1番から33ページ南区154番までですが、25ページ南区81番は、10月17日付で取下げになりました。次に、（6）利用権の設定及び転貸は、34ページ中・中央地区1番から41ページ南区8番まで、（7）利用権の設定・期間借地は、42ページ、（8）利用権の転貸・期間借地は43ページです。

期間借地を除く件数等は、別紙の集計表をご覧ください。岡山市全体の集計と第一農業委員会の各協議会ごとの集計です。第一農業委員会分を集計しますと、件数は304件、新規が110件、更新が194件で、利用権の設定にかかわる面積の合計が1,240,527.33㎡、利用権の転貸にかかわる面積の合計が81,004.8㎡となっています。

なお、（5）の利用集積計画のうち、2ページから4ページ中・中央地区の13件、10ページから12ページ北・吉備地区の22件、14ページと15ページの御津建部地区の3件、23ページ南区の6件と33ページ南区

の2件は、農地中間管理機構が貸し付け希望の農家から中間管理権を設定するための利用集積計画です。

また、42ページと43ページの期間借地は、麦作期間のみの利用権設定及び利用権の転貸で、農地所有適格法人である株式会社JAアグリ岡山、農事組合法人グリーンファーム岡山、岡山麦作株式会社の3社が借り受けるものです。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議ではいずれも承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 では、申請等(5)から(8)までの農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

議長 次に申請等(9)農地法第3条の3 第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

竹田係長 9ページ中・中央地区1番から11ページ南区9番までの9件で、権利取得の事由は、すべて相続です。権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。なお、4番と5番はあっせん希望がありますので、内容を確認の上、委員さんに受け手の情報について依頼しています。

各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありました。申請等(9)の9件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 報告(1)農地法第4条第1項第7号の規定による転用届は、12ページ1番から6番までの6件で、転用目的は、自己住宅が2件、長屋建て住宅、露天駐車場、貸露天駐車場、進入路がそれぞれ1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届は、１３ページ１番から１５ページ２０番までの２０件で、転用目的は、分譲住宅地４件、露天資材置場、住宅用地、事務所、敷地拡張がそれぞれ２件、診療所、薬局、工場及び倉庫、宅地造成、自己住宅、市道拡幅用地、進入路、長屋建住宅、共同住宅がそれぞれ１件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知は、１６ページ１番と２番の２件です。解約理由はどちらも耕作目的です。いずれも合意解約が成立しており、離作料は備考欄のとおりです。

次に報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届は、１７ページ１番の１件で、農業用倉庫です。

次に報告（５）農地改良届は、１８ページ１番から５番の５件で、目的は、すべて普通野菜畑です。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし

議長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 （１）「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を原案のとおり、決定した。

（２）その他

・表彰者の紹介

・北区関係委員の視察について

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他、何かありますか。

事務局 （１）次回総会予定（１１月２０日（月）勤労者福祉センター４階大会議室）

柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございます。

閉会 午後２時５５分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員